

行橋市電子入札心得

(総則)

第1条 行橋市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託における電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の取扱いについては、行橋市契約規則（昭和44年規則第3号。以下「規則」という。）、行橋市電子入札実施要綱、その他法令で定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札参加資格)

第2条 入札参加者は、市に登録している競争入札参加資格の内容で、提出書類の入札参加者の資格に関する事項（代表者氏名等）を記載してください。

2 確認通知書又は指名通知書に記載された入札参加者の資格に関する事項が事実と異なる場合は、直ちに競争入札参加資格申請書変更届を提出してください。

(指名通知)

第3条 指名競争入札における指名通知は次のとおりとします。

(1) 指名の連絡は指名通知書の発行により行います。

(設計図書の配布)

第4条 入札参加者への設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）その他必要な書類は、原則として入札情報公開システムに掲載します。ただし、これにより難しい場合は、契約事務担当課において配布するものとします。

(設計図書に対する質問等)

第5条 設計図書に対する質問及び同等製品確認（以下「質問等」という。）は、

公告又は指名通知書で定められた方法で行ってください。

(内訳書の作成)

第6条 入札参加者は、見積に当たっては設計図書の内容をよく確認し、入札金額の積算内訳を明らかにした内訳書（以下「内訳書」という。）の電子ファイルを作成し、入札書の登録時に添付して提出してください。

(入札の方法等)

第7条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ入札してください。

この場合において、仕様書、図面等について質疑があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

2 入札書は、公告又は通知書に示した日時までに、電子入札システムへ入札金額及び電子くじ番号を登録して提出してください。

3 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含まない。）で入札してください。

4 落札決定においては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を含む金額をもって落札価格とします。

5 入札金額は、内訳書の合計金額と一致しなければなりません。

6 入札参加者は、入札書等を提出した後は書換え、引換え又は撤回することはできません。

(入札保証金)

第8条 入札保証金は免除します。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札書受付締切日の午後5時まで

に、電子入札システムにより入札辞退届を提出してください。なお、入札書等の提出後、やむを得ないと認められる場合には、入札執行（開札）までの間は辞退することができます。

2 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、入札辞退届を撤回することはありません。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

（紙入札書等の取扱い）

第10条 紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）は、紙入札方式参加届出書（行橋市電子入札実施要綱様式第1号）を入札公告等に記載された受付締切日の午後5時までに、契約事務担当課に持参してください。

2 紙入札業者は、紙入札用入札書（行橋市電子入札実施要綱様式第2号。以下「紙入札書」という。）及び内訳書その他入札の参加において必要な書類（以下「入札参加必要書類」という。）を封入し、次条にて指定する方法により、入札公告等に記載された入札書受付締切日の午後5時までに、契約事務担当課に持参してください。

3 紙入札書には、電子くじを適用する場合の電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、記載がない場合、くじ入力番号は「999」として取り扱います。

4 紙入札業者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（行橋市電子入札実施要綱様式第3号）を入札書受付締切日の午後5時までに、契約事務担当課に持参するものとする。なお、入札書等の提出後、やむを得ないと認められる場合には、入札執行（開札）までの間は辞退することができます。

- 5 紙入札業者は、入札辞退届を提出した後は、入札辞退届を撤回することはできません。

(紙入札書等の提出方法)

第 1 1 条 紙入札書等は、封筒に入れ封印し、使用（登録）印で封筒の継ぎ目に押印してください。封筒の表面に入札案件名、入札日、入札参加者の商号又は名称を記載してください。

- 2 提出した紙入札書等は書換え、引換え又は撤回することはできません。

(公正な入札の確保)

第 1 2 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者を入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札の取りやめ等)

第 1 3 条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

- 2 指名競争入札の場合、入札執行前に入札参加者が 1 名となったときは、当該入札は執行しないものとします。ただし、一般競争入札の場合はこの限りではありません。

- 3 入札の公告後又は指名通知後、システムに障害、天災その他やむを得ない事

由が生じたときは、入札の執行を延期し若しくは取りやめることがあります。

（主任（監理）技術者選任通知書及び現場代理人選任通知書の提出）

第 1 4 条 落札者は、別途指定のある場合を除き、次の各号に掲げる期限に応じ、当該各号に定める様式を提出してください。

(1) 落札の日の翌日 行橋市が発注する建設工事における技術者制度取扱要領第 3 条に規定する「主任（監理）技術者選任通知書」（別紙 1）

(2) 落札の日から起算して 7 日以内 同要領第 5 条に規定する「現場代理人選任通知書」（別紙 2）

（無効入札）

第 1 5 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 公告又は指名通知書等に示す日時を過ぎて提出された入札
- (3) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (4) 同一事項の入札について、電子入札と紙入札を二重にした入札
- (5) I C カードを不正に取得した者がした入札
- (6) 不正の目的を持って I C カードを使用した入札
- (7) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る入札
- (8) 公表する予定価格を上回る入札
- (9) 内訳書の添付をせずに入札したとき、又は添付された内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札金額が一致していない入札。
- (10) 金額欄に「0 円」と記載された入札
- (11) 記名押印を欠く入札（紙入札の場合に限る。）
- (12) 金額の重複記載及び訂正した入札（紙入札の場合に限る。）

- (13) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札（紙入札の場合に限る。）
- (14) 容易に消字することが出来る筆記用具で記入した入札（紙入札の場合に限る。）
- (15) 封かん、糊付がされていない入札（紙入札の場合に限る。）
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

- 第16条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。
- 2 落札者を決定し、その結果を入札者に通知するときは、入札参加者に落札決定通知書を電子入札システムにより送信することにより行います。なお、紙入札業者については、落札者のみに口頭で通知を行います。

（同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定）

- 第17条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子くじを行い落札者（事後審査によるものでは落札候補者）をさだめます。

（落札者の決定の特例）

- 第18条 工事又は製造その他の請負に係るものについて、開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としません。
- (1) 当該入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当と認められるとき。

(3) 第19条各号のいずれかに該当し、落札の取消しを行ったとき。

2 前項の規定に基づき最低の価格で入札した者を落札者としなない場合は、予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とします。

(落札者の取消し)

第19条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとします。

(1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期間内に契約を締結しないとき。

(2) 入札に際し不正があったと認められるとき。

(3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(4) 入札終了後契約締結までの間に、落札者が無効入札をしていたことが判明したとき。

(入札結果等の公表)

第20条 落札者の決定後においては、遅滞なく情報公開システムにより公表します。

(契約の締結)

第21条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、別に定めた契約書に記名押印の上、落札者が決定したときから原則として7日以内に関係書類と共に市長に提出してください。

2 落札者は、当該契約を締結しようとするときは、法務局が発行した代表者事項証明書（写し可）を提出してください。

(契約保証金)

第 2 2 条 契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 割に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第 4 条各号の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではありません。

(建設業退職金共済組合の加入)

第 2 3 条 建設工事の場合、落札者は契約の締結に当って建設業退職金共済組合に加入しなければなりません。契約金額が 200 万円を超える工事については、掛金収納書を建設業退職金共済制度取扱要領（以下「要領」という。）第 1 条に規定する「建設業退職金共済組合掛金収納書届出書」（別紙 1）に添付し、速やかに提出してください。

2 建設業退職金共済組合に加入できない場合で、契約金額が 200 万円を超える工事については、要領第 2 条に規定する「建設業退職金共済に加入できない報告書」（別紙 2）を提出してください。

【加入できない場合】

- ・受注者が建設業退職金共済以外の制度に加入しており、かつ、その工事の施工を下請負無しに施工する場合

- ・受注者が建設業退職金共済以外の制度に加入しており、かつ、その工事の下請負業者のすべてが建設業退職金共済以外の制度に加入している場合。

※下請負業者が建設業退職金共済に加入しておらず、かつ、その他の制度にも加入していない場合は、建設業退職金共済に加入するように指導すること。

(異議の申立て)

第 2 4 条 入札参加者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに

現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(随意契約の場合の準用)

第 25 条 この入札心得は、必要があると認める場合は、随意契約に準用することができます。

(令和 5 年 4 月 1 日制定)

(令和 7 年 4 月 1 日一部改正)